

平成31年度 千早赤阪村教育方針

千早赤阪村教育委員会



千早赤阪村立学校給食センターイメージキャラクター
「りっそんくん」

はじめに

千早赤阪村教育委員会

教育長 矢倉 龍男

大阪府教育振興基本計画では、その目標を「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を謳っています。まさに日々変化する社会の中で自立して力強く生きることのできる子どもたちを育成することはとても重要なことではありますが、学校園の現場でどうやってその力を育むかは大変難しいことです。新学習指導要領においてもこれまでの教育と大きく変化する点も見受けられます。今後本村の教育を進めるに当たり、教職員が一体となり、子どもたちの力を伸ばしていくことに全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

また今、全国的には、日々「いじめ」「体罰」「虐待」のニュースが絶えません。そして大きな社会的関心事となっています。そしてこれらの問題は村としても決して他人事ではありません。その未然防止、早期発見、そして的確な対応ができるよう校園内の体制をさらに強化していただきたいと思います。教職員は子どもたちや保護者にとってかけがえのない存在であることを自覚し、これまで村が掲げてきた子どもたち一人ひとりを大切にしたい、きめ細かな指導をお願いいたします。

さらに、ご承知のとおり、本村においては急激な少子化が進行しております。これから数年先の児童数の減少を鑑み、教育委員会として小学校の統合が必要かどうかを検討しなければならない時となりました。どのような結論に到ろうとも、教職員の皆さんには村の子どもたちの学力向上と健全な育成のため、全力で取り組んでいただきますよう切にお願いいたします。

『みんなが集う みんなで育む みんなに優しい みんなを結ぶ ちはやあかさか』

第4次千早赤阪村総合計画（平成23年3月）より

I 学力の向上と教育力の充実

- ① 言語活動の充実及び読書活動の推進
- ② 英語教育の充実及び国際理解教育の推進
- ③ 情報活用能力の育成及び ICT 教育の効果的な活用
- ④ 食育の充実
- ⑤ キャリア教育の推進
- ⑥ 体力・運動能力向上の取組みの充実
- ⑦ 郷土学習の推進
- ⑧ 幼児教育の推進
- ⑨ 障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育（支援教育）の充実

II 安心安全な学校づくりの推進

- ① 心の教育及び道徳教育の充実
- ② 人権教育の推進
- ③ いじめ防止
- ④ 虐待防止
- ⑤ SC、SSWの活用
- ⑥ 防災教育の推進

III 学校及び教職員の資質の向上

- ① 学校園評価
- ② 学校評議員制度の活用
- ③ 幼・小・中一貫教育及び村立学校園の連携
- ④ 教職員の資質向上
- ⑤ 教職員の不祥事の未然防止
- ⑥ 労働安全衛生体制の充実

IV 社会教育の充実

- ① 生涯学習の充実
- ② スポーツ振興
- ③ 青少年の育成
- ④ 文化財の保全活用

I 学力の向上と教育力の充実

新学習指導要領に基づいてめざす、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養という資質・能力の育成と図り、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮できる「生きる力」を育む。そのために、教育課程の編成・実施にあたり、組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントを行う。

学力の向上については、学力・学習状況調査等の結果分析により村立学校の子どもたちの学力と学習状況を詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら「確かな学力」の育成に取り組む。「確かな学力」の育成にあたっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、成果と課題を明確にしながら指導形態や指導体制を工夫し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていく。

スクールエンパワーメント事業の成果をいかし、30年度からの府施策「確かな学びを育む学校づくり推進事業」実施校における実践を、すべての村立学校で共有していく。各校において、PDCAによる学力向上の取組みを継続するとともに、指導方法等の工夫・改善事業の取組みを積極的に推進し、小学校においては「算数」、中学校においては「数学」「英語」の授業のうち、分割して少人数にする方がよいと判断した単元等は、少人数の学級に分けてきめ細かく指導を行い、理解の促進を図る。

授業以外の学習活動を重視し、家庭での学習習慣の定着と基礎基本の学力の定着を目指し、各学年の発達段階に応じた課題を宿題として提供する。宿題以外に、子どもたちが様々な教科の学習や課題に興味・関心を持ち、進んで学習に取り組む力を育むために、自学ノート（KGGノート：くすのきぐんぐんノート）や大阪府が作成した「力だめしプリント」等を積極的に活用する。

村立各校担当者による学力向上担当者会議を定期的で開催し、各校の学力向上の取組みについて協議や実践交流を深める。幼小中学校の連携を促進し、学力向上の取組みを、村全体で共有する。

学力向上のための5つの重点的項目

- ①家庭学習の定着と質の向上……宿題の内容や量が適当か見直す。個別に対応できるものや、提出率を高めるための工夫などを検討する。

- ② 自学自習力をつける……………自学ノートの小学校からの導入を計画し、小中連携で
自学自習の定着と質の向上を目指す。
- ③ 小学校英語の本格的先行実施…1・2年は村独自の学校裁量で週1時間実施。
- ④ 小学校で学期「まとめテスト」実施…課題に即した身に付けるべき力の定着を測る。
- ⑤ 小学校独自の漢字検定の推進…漢字力を高めて語彙を増やし、読解力の向上や言語
活動の充実を図る。

授業の質向上のための5つの重点的項目

- ① 授業規律の定着……………各校の授業スタンダードを示し、学校全体で共有し実施する。
- ② 言語活動の充実(1)……………話し合い活動を多く取り入れた授業を行う。
- ③ 言語活動の充実(2)……………ノート指導を行い、自分の考えを書き込むノートづくりを目指す。
- ④ めあてとふりかえり……………授業の初めに児童・生徒と「めあて」を共有し、授業の最後に必ず
「ふりかえり」を行う。主体的な学びを生み、学びに向かう力を育
てるための、授業の導入や「めあて」の共有を重視する。
- ⑤ 研究授業・公開授業……………指導案を書いた研究授業の実施や、日頃から積極的に授業公開
を実施し、教員同士で意見交流を重ね授業の質を向上させる。
特に管理職や首席、指導教諭などは経験年数の少ない教員の
授業観察を行い指導する。

① 言語活動の充実及び読書活動の推進

言語活動の充実を目指し、聞く力、話す力、読み取る力、書く力の育成を目指す。

また、どの教科においても、日本語を用いて考えることを学習の基本ととらえ、自分なりの考えを持ち、ノートに書いたり、話し合ったり、発表したりする活動を大切にする。

学校における読書活動を継続して行い、読書習慣の定着を目指す。

始業前の朝読（朝の読書習慣活動）等を実施し、読書習慣を育むとともに、落ち着いて授業に臨む姿勢を養う。また、読書を通じて児童・生徒の知的好奇心を養う。

子どもたちの知的好奇心をくすぐるような新しい図書を図書室に積極的に配架し、図書室の利用を促進する。また、読み聞かせボランティア等の協力を受けて、より多くの子どもたちが図書室を利用するように働きかける。

② 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

英語を使える「こごせっ子」を育む千早赤阪村 English for Global Communication Program をもとに、幼稚園（4歳児クラス）から中学3年生までの11年間で、コミュニケーション力を重視した英語教育を実施する。

外国語教育については、平成30年度同様完全な先行実施の形で教育課程を編成する。5, 6年においては教科化を見据えた内容で週2時間実施し、3, 4年においては引き続き45分週1時間授業とする。1, 2年については従来通りとし、小学校6年間の系統的なカリキュラムをもとにした授業を全学年で展開する。また、中学校で昨年度公表したCAN-DOリストを小学校へも拡大し、特に小学校高学年での教科としての学習評価を行うための基礎資料の作成を目指す。さらに、中学校外国語科（英語）の学習へとスムーズにつながるように、小・中学校連携を進める。

村内在住の中・高校生を対象とした海外派遣研修を実施する。

千早赤阪村内の中学2年生、3年生、高等学校1年生、2年生の希望者を対象に、夏季休業中に海外派遣研修を行う。行き先は、昨年同様オーストラリアとする。現地ではホームステイをしながら中高一貫校に通い、語学研修やアクティビティを通じて海外での生活を体験する。

海外研修に出発するまでに、事前研修を行い、研修期間中に積極的にコミュニケーションが取れるように準備を行う。また、帰国後に成果発表会を開き、海外で学んだこと等について中学校あるいは村全体に広げる。海外での生活を通じて、派遣生の広い視野や将来につながる夢や志を育む。

③ 情報活用能力の育成及びICT教育の効果的な活用

情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中、児童・生徒の情報活用能力を育むことが必要である。目的に応じて情報手段を適切に活用し、情報を収集、判断、処理する能力を高めるため、学年に応じた情報教育（モラル教育を含む）を積極的に行う。

小学校におけるプログラミング教育の導入にあたり、担当者会等を通じて小中学校間で連携しながら、カリキュラム作りに向けての取組みを推進する。実践の中では、学習活動におけるICT機器の積極的活用をより推進し、わかりやすく興味・関心を引く授業を展開するなど工夫や改善を図る。タブレット型端末や操作が簡単な書画カ

メラ等を進んで活用するようにする。小・中学校において、P Cを操作し必要な情報を収集・判断・処理する等の能力を高める授業を行う。また、様々な教科領域において情報教育の取組みを進める。

I C T機器の利用に伴い、自他の権利を尊重し自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、情報モラルの育成に努めるよう指導する。

④ 食育の充実

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせない。成長期にある子どもたちの健やかな体を作るために、規則正しい食生活と偏りのない栄養摂取は非常に大切である。生きる上での基本として食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付け、教科等を横断して学校園の教育活動全体を通して実施する。

そのため、村立学校園では、充実した給食を提供するとともに、食に関する指導の全体計画を作成し食育指導を実施する。

また、給食に用いる食材については物資購入委員会を開き、安全な食材を選定し、毎月給食で使用する食材全ての産地について公表する。野菜や果物を中心に、地元産の食材を使用することで、地産地消により旬の野菜果物を新鮮なうちに食べられるようにする。また、地域の伝統的食文化の維持と継承や、郷土学習の観点から、郷土料理に触れる機会を増やす。

【食に関する指導の目標】

- ・ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ・ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。
- ・ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。
- ・ 食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
- ・ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。
- ・ 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

【食物アレルギーへの対応】

安全・安心で、確実な食物アレルギー対応に取り組むため、食物アレルギー対応検討委員会を組織する。国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」や、府教育委員会の「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、「千早赤阪村学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を示し、学校を支援する。

また、府教育委員会の支援のもと、栄養教諭や養護教諭、教職員、医療関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通意識を強く持って組織的に対応する。

村立学校園では「千早赤阪村学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、緊急時の校園内体制をもとに、食物アレルギー対応に適した体制をつくり、校園内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、対応を協議、決定する。その際には、保護者や医療機関との連携を図りつつ、異常がみられたときの対応をマニュアル化するなど迅速に対応できる環境を整える。また、具体的な対応訓練や校内外の研修を企画し、実施する。

学校給食センターでは「千早赤阪村学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、学校園と連携し、子どもたち一人ひとりの食物アレルギーに対応した給食を提供する。

⑤ キャリア教育の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、志を持ち、人生を切り拓くために必要な能力を育成する。

そのために村立学校園キャリア教育全体計画で統一性のある指導を行う。

目指す子ども像は「**高い志と向上心を持ち たくましさにあふれた ござせっ子**」とする。この目標を全ての教育活動で意識し、子どもたちが成長し社会に出るのに必要な「生きる力」を育む。そこで、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的意識をより確かなものとし、自己形成の基盤となる能力や態度を育成していく。

学校園の特色や地域の実情を踏まえ、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育を、それぞれの学校園で実施し、担当者会で交流・連携を行う。

千早赤阪村キャリア教育全体計画は毎年見直しを行い、修正していく。

⑥ 体力・運動能力向上の取組みの充実

基本的な生活習慣の育成や、子どもたちの健康を増進していくために、体力づくりは大変重要である。「新体力テスト」等の結果分析により、村の子どもたちの体力の傾向と課題を把握するとともに、体育の授業・行事等の充実を図るなど、学校教育全体で子どもたちの体力づくりに取り組む。そのために、各校において「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を作成し、学年に応じた体力作りの活動を行う。

また、大阪府教育庁の「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、作成された実践事例集の活用や体力づくりの取組みを、積極的に行う。

⑦ 郷土学習の推進

郷土である大阪府唯一の村、千早赤阪村に愛着と誇りを持つ子どもたちを育むために、積極的に郷土学習を行う。歴史学習等で楠木正成について学んだり、身近な自然の金剛山や棚田に親しんだりすることを通じて、郷土への誇りを育む。また、地域の伝統文化に触れたり、現在の村の様子を学ぶ機会を持ったりして、千早赤阪村についての学習を進める。ゲストティーチャー等を招くなど、郷土学習の取組みを進める。

⑧ 幼児教育の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものである。千早赤阪村立幼稚園では、平成30年度より施行の新幼稚園教育要領に則った幼児教育を推進するとともに、3年保育の特性を活かし、3歳児、4歳児、5歳児それぞれの発達段階に合った幼児教育や、異年齢での効果的な交流教育を進めていく。

保育活動では、子どもたちの自由な発想を大切にし、創意工夫をいかしのびのびとした表現活動を行う。毎日の活動で楽しく歌をうたったり、遊戯をしたりしながら、子どもたちの様々な活動に対する満足感を育む。また、体力づくりの活動を行い健康的な体を育む。また、自分のことを知ることや、他者とのかかわりを進めることで、自己肯定感の育成とコミュニケーション力の育成を進める。また、みんなで取り組む活動を大切にし、集団活動での達成感を育む。

家庭の事情等で遅くまで子どもを幼稚園に預かってもらいたいという保護者の要望に応え、正規の教育時間終了後に在園児を延長して預かる「預かり保育」を、引き続き実施する。

⑨ 障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育（支援教育）の充実

子どもたちの障がいの種別に応じた教室による個に応じた支援を実施する。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う。「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が行われるように、千早赤阪村「サポートノート」の積極的利用を進める。

障がいの診断や病名が分かっている子どもたちの理解促進と、幼稚園や学校で充実した生活を送れるように介助員の配置や教室整備を行うとともに、専門家を招聘して研修を行い、指導助言を改善にいかす。比較的軽度の障がいがある子どもたちについては、通級指導教室にて障がいの状態に応じた自立支援を行う。各校園の障がいを持つ子どもたちについては、支援教育コーディネーターを中心に学校園全体でかかわるように努め、一人ひとりに応じた教育を進める。

II 安全安心な学校づくりの推進

全国的に子どもたちの自殺、事件・事故など子どもたちの生命を脅かす事象が起こっている。そのため、自他の生命を大切にすることを育む取組みが重要である。

子どもたちの精神的な面も含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実に取り組む。

また、不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるように、日ごろから防犯意識を育む教育を行うとともに、訓練等を適切に実施する。

登下校の通学路の安全確保については、地元警察、道路管理者等関係機関と連携するとともに「子ども安全見守り隊」等地域のボランティアに協力いただき地域で子どもたちを守るという視点で安全確保に努める。

① 心の教育及び道徳教育の充実

子どもたちの豊かな人間性を育むため、学校園の教育活動全体を通じて、計画的、発展的に道徳教育を行う。あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが互いの気持ちや考えを伝え合うことを大切にするとともに、互いを認め合いながら自分自身に自信が持てるような自尊感情を育む取組みを進める。

特に「道徳の時間」については、その特質を十分に理解し、子どもたちが道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚を深められるように指導を行う。そのために、校長が道徳教育の方針を示し、道徳教育重点目標を明確にし、全教職員共通理解のもと教育活動全体での道徳教育を進めていく。また、道徳教育推進教師が中心となり作成された「道徳教育全体計画」「年間指導計画」「他教科等との関連（別業）」に基づき、道徳学習の充実をはかる。

小学校においては平成30年度から完全実施、中学校においては平成31年度から完全実施となる「特別の教科 道徳」では、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳授業を進めていく。そのために、「問題解決的な学習」「体験的な活動」「情報モラルに関する指導」「現代的な課題」を取り入れたり、「ゲストティーチャーの招聘」を行ったりするようにする。

道徳教育の研究授業を実施するなど小中学校の教職員が子どもたちの実態などに応じて討議したり、道徳の「評価」についても積極的に交流を図ったりするようにし、「道徳」を核にした心の教育の充実を進める。

② 人権教育の推進

人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進していく。子どもたちが自他の権利を尊重し、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成を目指す。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にできる態度や人格の育成等を目指す人権教育に取り組む。

そのために、子どもたちの実態を踏まえ、発達段階に応じた内容で、体系的な人権教育推進全体計画を作成する。

人権意識を日頃の教育活動でも大切にし、支援を要する子どもたちに対する指導に当たっては、人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応を推進する。

全ての職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行えるよう、また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行など最新の動向も反映させた人権教育の推進を図れるよう、村としても人権研修を実施する。府全体での研修の機会も活用し、特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育を継承していけるように、広く研修の参加を進める。

③ いじめ防止

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、子どもたちの生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「千早赤阪村いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない学校園をめざして取り組む。

いじめの未然防止、早期解決に向けて各校における「学校いじめ防止基本方針」をもとに、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識したうえで、教育委員会ははじめ全教職員が一丸となって問題に対応する。

いじめの実態については事実を正確に把握したうえで、迅速かつ適切に対応し、学校として対応した事例については必ず教育委員会に報告する。また、障がいのある子どもたちへのいじめ等の人権侵害が生じないように、障がい者理解教育や支援教育活動を行う。

携帯電話やスマートフォン、携帯型ゲーム機器、PCなどによるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の問題解決に対しては、子どもたちへの指導に加え、

保護者への啓発活動等を積極的に行う。

いじめ等問題行動への対応については、「問題行動チャート」（平成 25 年 8 月大阪府教委）を活用し、学校として問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。また、日ごろから子どもたちとの信頼関係を築くとともに、全教職員が一致した生徒指導体制のもと対応する。

毎月、各校園の担当者と教育委員会指導主事、村駐在所の警察官が集まり、千早赤阪村立幼小中学校生活指導連絡協議会を開催し、それぞれの校園の情報交換を行うとともに、問題行動（いじめ、暴力行為、不登校等）について確認し教育委員会にて報告する。

④ 虐待防止

児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、児童虐待問題が深刻になっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、家庭児童相談員や S S W 等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努める。

早期発見の観点から、子どものわずかな変化を見逃さないよう日ごろから注意を払い、職員間での情報交換に努める。そして、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター、教育委員会、村福祉部局へ通告し、継続的に支援していく。

⑤ S C、S S Wの活用

子どもたちの問題行動や不登校の未然防止、また心のケアのための相談業務にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。

中学校には週 1 回スクールカウンセラー（S C）を配置し、生徒や保護者、教職員と相談や連携を行いながら対応を行う。

村立学校園を、定期的にスクールソーシャルワーカー（S S W）が巡回して、子どもたちの様々なケースについてケース会議を持つなど問題の解決に努める。専門家の視点から様々なアセスメントやプランニングを教職員と共有し役割分担の下チームで解決にあたる。

また、村福祉部局と共に村立学校園の子どもたちの問題に家庭児童相談員やスクー

ルソーシャルワーカーを積極的に活用し、要保護児童対策地域協議会に参加する。

⑥ 防災教育の推進

東日本大震災等様々な自然災害の教訓を生かし、学校園の実態に応じた自然災害から子どもたちの命を守るための取り組みを行う。避難訓練において、火災や地震という大枠の設定だけではなく、出火状況や地震の規模・震源地の状況などをより細かに想定した訓練や非通知の訓練などを行うなど実施形態を工夫し、子どもたちの生活環境に近い状況を想定することで、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する。

防災の専門家に避難訓練の視察や指導等を通じて意見をいただき、村立学校園の防災教育の充実を図る。村立学校園においては防災計画を策定し、日ごろから教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。

また、昨年秋の台風により生じた災害への対応なども参考に、災害に備えたより実践的な危機管理体制等の整備について、各学校園教頭、教育課長、村役場防災担当者等で組織する防災教育実践委員会で検討し、防災体制上の連携を深める。

Ⅲ 学校及び教職員の資質の向上

① 学校園評価

学校園運営にあたっては、学校園教育目標や経営方針等を教職員全体で共通理解し組織的に取り組んでいく必要がある。そのため、校園長がリーダーシップを発揮し、学校園評価報告書のP D C Aを明確に示すとともに、全教職員がより良い学校園にしていくために、常に学校園の目指す方向性を意識して行動する。

学校園運営の改善にあたっては、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行う自己評価に加え、学校関係者評価等により保護者や地域住民等の意見をいかし、取り組み内容の向上を図るため、積極的にP D C Aサイクルを活用する。

各校園の取組みを広く周知するために、ホームページを通じて、千早赤阪村学校園評価報告書を公開する。

② 学校評議員制度の活用

千早赤阪村立学校園の教育活動の充実を目指して、各校園に学校評議員を置く。

学校園運営に学校評議員の意見を反映させるに当たっては、評議員が学校園の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業保育の参観や、教職員との対話・意見交換の機会を設けるなど、学校評議員との意見交換会の場を設ける。

「地域とともにある学校園づくり」をめざし、学校評議員からの意見を今後の学校運営の充実のために活用する。また、学期に一度文書化し、教育委員会へ報告する。

③ 幼・小・中一貫教育及び村立学校園の連携

千早赤阪村の次代を担う子どもたちの育成において、幼稚園、小学校、中学校の校種の違いによる意義を大切にしつつも、村の教育の連続性を重視した教育活動を村立学校園すべてで行う。千早赤阪村立学校園の様々な担当者同士による連絡会議を設け、各校園における取り組みの交流を行い、連携を深める。

村立学校園の様々な行事等において、子どもたちの交流の場を設ける。

村立学校間における学習指導のスムーズな接続、教員間情報交流という点からも、小・中兼務の「小学校専科教員」を活用し、昨年度同様「理科」において実施する。

また、村立学校園の教職員全員参加の研修を夏季休業中に実施し、各校園の実践等について情報交流を進め、村の子どもたちの課題について話し合う。それらの課題から、幼・小・中の系統立てた取り組み等について話し合い、一貫教育の推進に向けて連携していく。

④ 教職員の資質向上

多くの教職員の退職・採用が続く中、村立学校の教職員の指導力維持向上のために必要な研修を行う。また、教職経験年数の少ない教員の育成に学校全体でチームとして取り組むなど、日常的にOJTを推進することによって、教職員全体の指導力向上に努める。首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーを育成するとともに、管理職の養成を進める。

大阪府教育センターの研修等の効果的な活用を積極的に勧め、継続的な人材育成に取り組む。また、各校園にて研修主任等が中心となり研究授業保育及び研究討議会を実施する校園内研修を進めるようにし、必要に応じて指導助言者を招聘する。

校長及び教頭は「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の資質能力の向上に努める。

⑤ 教職員の不祥事の未然防止

教職員の不祥事防止に向けては、未然防止を図るため「不祥事予防に向けて自己点検」（大阪府教育委員会平成22年9月改訂）を用いて校内研修を行うとともに、常日頃から教職員へ教育公務員としての心構えを説き指導の徹底を図る。また、一人で抱え込まずに相談しやすい職場環境を醸成し、教職員の育成に努める。

体罰は法的に禁じられているばかりでなく、子どもたちの人権を著しく侵害する行為であり、決してあってはならない許されない行為である。その他、痴漢、盗撮等セクハラ行為、学年会計等公金の取扱いに係る窃盗行為、敷地内禁煙違反や服務規律違反行為等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われることを周知する。

⑥ 労働安全衛生体制の充実

労働安全衛生法に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点か

ら、校園長は職員の勤務時間を把握するとともに、職場環境の改善に努める。また、超過勤務等が一部の者に偏らないように努める。

教職員全体に対して就労時間の理解を促進し、長時間労働を避けるように指導する。

各学校園で定時終業を心掛けるように日頃より管理職や首席等ミドルリーダーが教職員全体に声掛けを行い、長時間労働の予防に努める。また、実情に合わせて「N O残業DAY」を設けるなど、長時間勤務の改善に取り組む。

IV 社会教育の充実

① 生涯学習の充実

村民の生涯学習に対する意欲にこたえるため、様々な専門分野の大学教授や地元の郷土史を研究している研究者、学芸員等が講師となって、歴史、文学、産業等の分野の専門性や千早赤阪村の特色を活かし、村民に関心のある講座を開講する。

また、多種多様な学習に対する欲求にこたえるため、近隣の図書館、生涯学習施設などで開催される学習や交流の機会の情報提供の充実を図る。

② スポーツ振興

人口減少、高齢化により村民だけのスポーツによる交流の機会が縮小傾向となっていることから、競技機会の増大のため、他地域との交流を進めたり、村民スポーツフェスティバルなどの村スポーツ関係団体主催大会を後援したりするとともに、村民の自主的なスポーツ活動を支援する。村民のスポーツ活動の際の安全確保、快適な活動環境の確保のため、社会体育施設を適切に管理するとともに、学校施設についても可能な限り一般の使用に供する。

さらに、高齢化の進展に対応して、スポーツ推進委員などとともに、それぞれのライフステージに応じたスポーツの普及に取り組む。

③ 青少年の育成

青少年がいじめや薬物中毒、虐待の当事者になることを防止するとともに、非行の芽を早期に摘み取れるよう、学校や警察、大阪府富田林子ども家庭センターなどの関係機関との情報共有に努める。

また、あいさつの励行標語コンクール、あいさつ運動など村青少年指導員連絡協議会の活動や、地域での村民による見守りなどの協力を得て健全育成を進める。

さらに、大阪府の「こころの再生」府民運動に協力し、地域が一体となって青少年を育成するとともに、国際的な視野を持つ人材の育成に努める。

④ 文化財の保全活用

一般社団法人千早赤阪村楠公史跡保存会と連携し、国指定史跡である楠木正成ゆ

かりの城跡の保全、補修のほか、神社や祭りなどの千早赤阪村固有の特徴ある資源の保存に努めるとともに、本村の歴史・郷土意識の高揚のため、調査研究や村立郷土資料館での企画展示を村民らと協働で行う。さらに近隣市町との協働により観光資源としての活用も図る。

